



高美が丘中だより

令和8年度
第2号
令和8年5月7日(木)
東広島市立高美が丘中学校

東広島市立高美が丘中学校 ホームページです！ ～こちらもどうぞご覧ください。～

<http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/site/takami-chu/>

交通安全教室を実施しました！

4月14日(火)、東広島市危機管理課より交通指導員さんをお招きし、1年生は交通安全教室を実施しました。

体育館の中で映像を視聴したのち、自転車整備の仕方や荷物のくくり方等について学びました。どの生徒も静かに指導員さんの説明を聞き、熱心に荷物のくくり方の練習をしていました。



報道等で皆さんもご存じかと思いますが、今年の4月1日から道路交通法が改正され、自転車にも交通反則通告制度、いわゆる「青切符」が自転車にも適用されることになりました。

自転車への交通反則通告制度の適用は、自転車の交通事故の抑止を図るためのものです。交通違反を犯した場合、青切符が交付され、反則金を納付する必要があります。ただし、今回自転車に導入される青切符は、16歳以上の運転者が対象のため、生徒の皆さんに青切符が交付されるということはありません。しかし、自転車を運転する、しないに関わらず、誰もが気持ちよく、安全、安心に道路を通行できるように、ルール、マナーを守ることは大切です。次に、主な自転車の交通違反をまとめたものを掲載しています。違反しがちな部分は赤で示しています。ご家庭でもお子様と自転車の乗り方についてお話くださいますよう、お願いいたします。

🚲 おもな自転車の交通違反一覧 🚲 ～特に意識したい主な交通違反をご紹介します～

違反項目	内 容	安全に運転し、命を守るために…
信号無視	信号に従わず交差点を通行	信号を守ることで、交差点の出会い頭の衝突を防げます。
一時停止無視	一時停止標識のある場所で停止しない	一時停止して周囲の安全確認をすれば、飛び出し事故のリスクを減らせます。
歩道・車道の通行区分違反	歩道と車道の通行区分に従わず通行	原則として車道の左側を通行し、例外的に歩道を走行するときは、歩行者に配慮して走行しましょう。
右側通行・逆走	車道の右側を走行、または逆走	交通の流れに沿って、進行方向の左側を走ること、対向車との衝突を避けられます。
二人乗り・定員オーバー	幼児用座席以外に二人以上が乗車	定員を守ることで、自転車の操作が安定し、転倒や接触を防げます。
並進運転	2台以上で並んで走行(並進可の標識がない場合)	一列で走行することで、他の車両や歩行者の通行を妨げず、安全に走行できます。
無灯火運転	夜間にライトを点灯しない	夜間はライトを点灯し、また、反射材を活用することで、自身の存在を周囲に知らせ、事故を防げます。
傘差し運転・片手運転	傘や荷物を持ちながらの片手運転	両手でしっかりとハンドルを握ることで、急な状況でも安定して操作できます。
スマホ使用等の「ながらスマホ」	運転中のスマホ操作	運転中はスマートフォンやイヤホンを使用せず、周囲の状況に集中しましょう。
踏切・遮断機無視	一時停止や安全確認を怠った踏切の通過	踏切の手前で一時停止と安全確認を徹底し、列車との接触事故を回避しましょう。
ブレーキ不良・整備不良	ブレーキや車体の整備不良のまま運転	日頃の点検で自転車を良い状態に保ち、安心して走行できます。

